

==== 公布された規則のあらまし ====

◇職員の仕事の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

組織改正等に伴い、職員の仕事に新たに東部振興監、原子力安全対策監、中山間地域振興リーダー及び機関士長の職を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 職員の仕事について、次のとおり改める。

ア 新設する職

東部振興監、原子力安全対策監、中山間地域振興リーダー及び機関士長

イ 廃止する職

行政監察監、副官房長、寮長、医療指導監、事務次長、企画員、広報企画員、主任監察員、副寮長、監察員、専門指導員及び文化財主事

(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

病院局の内部組織の見直しに伴い、政治的行為等の禁止に関する地方公務員法の規定が適用されることとなる管理職員等（以下「適用管理職員等」という。）の範囲について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 病院局の適用管理職員等の範囲を次のとおり改める。

ア 副センター長、医療安全対策室、感染防止対策室、中央病院の新生児集中治療室、がん相談支援室、内視鏡室及び化学療法室の室長並びに医療安全対策室及びがん相談支援室の副室長を加える。

イ 臨床研修支援室の室長を削る。

(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正

1 規則の改正理由

病院局の内部組織の見直しに伴い、任免する場合において知事の同意を得なければならない主要な職員（以下「主要な職員」という。）の範囲について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 主要な職員の範囲を次のとおり改める。

ア 副センター長、医療安全対策室、感染防止対策室、中央病院の新生児集中治療室、がん相談支援室、内視鏡室及び化学療法室の室長並びに医療安全対策室及びがん相談支援室の副室長を加える。

イ 臨床研修支援室の室長を削る。

(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

組織改正等に伴い、日本の国籍を有しない者を任用することができない職を追加する。

2 規則の概要

(1) 公の意思の形成への参画に携わる職に原子力安全対策監、西部総合事務所日野振興センター所長及び東部農林事務所八頭事務所長を追加する。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。